

# 告 示

## 埼玉県告示第九百五十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があつた。

令和七年十二月二十六日

埼玉県知事 大野元裕

### 一 指定医療機関

名 称	変 更 事 項	所 在 地	名 称	O K 訪問看護ステーション
フォレーストデンタル	変 更 前	春日部市道口蛭田一七 一〇一 六一一〇ハウスセブン	ク 鴻巣	オーケー訪問看護ステーション
フォレーストデンタル	変 更 後	春日部市中央一一九一 一三M二ビル三階	ン	O K 訪問看護ステーション

### 二 指定施術機関

姓 名	変 更 事 項	氏 名	清宮 忠
施 術 所	所 在 地	名 称	施 術 所
(追加)	光ビル四階 成町三一三三九一二	(追加) さいたま市大宮区大 ツサージ大宮北 ひかり訪問・鍼灸マ	

植木	鶴ヶ島市上広谷一七六
宏和	鶴ヶ島市上広谷一四
施術所	鶴ヶ島市上広谷一三
所在地	鶴ヶ島市上広谷一七六